

回 答 書

令和 7年 12月 8日

件 名 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターで使用する電力 約 5,182,900 キロワットアワーの供給

標記件名に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	質問内容	回答
1.	施設の現在の計量日を教えてください。	毎月 1 日となります。
2.	1 日以外の施設様は、年間の請求が 13 回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますご了承いただけますでしょうか。	1 日となります。
3.	1 日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が 13 回になりますがご了承いただけますでしょうか。	1 日となります。
4.	施設について、自動検針装置はついていますか。	あります。
5.	施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	ありません。
6.	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札日をご記載ください。
7.	入札額の算定期の力率について、力率 100% で算定期してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	仕様書に記載のとおりです。
8.	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。	内訳書・予定使用電力量は仕様書のとおりです。
9.	内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
10.	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税抜となります。
11.	入札時の算定期方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A: 基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B: 電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C: 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D: 再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下切捨て) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E: 月額合計=各月 A~D 合算(小数点以下切捨て)	問題ありません。
12.	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
13.	毎月のお支払いについて、弊社では「銀行振込」でのお支払いのみとなりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
14.	請求書は紙請求書を郵送いたします。請求書の到着は毎月 15 日前後、また長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます。	問題ありません。

	ますがよろしいでしょうか。（到着前の確定金額の提示はできません）	
15.	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますますがご了承いただけますでしょうか。	インボイス制度適格請求書の記載事項を満たしていれば問題ありません。
16.	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	税抜きとしてください。
17.	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
18.	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ありません。
19.	燃料費調整単価は東京電力エナジーパートナー様の算定諸元である「燃料費調整額=燃料費調整単価（ベーシックプラン）+市場価格調整単価（ベーシックプラン）」の時間帯別燃料費調整単価にて算出適用しております。ご了解いただけますでしょうか。	問題ありません。
20.	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約決定後は原則として契約の変更は行いません。社会情勢等の大きな変化が発生した場合等においては、個別に状況を判断し対応します。
21.	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	変更の予定はありません。
22.	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	電力供給契約約款第5条に基づき対応します。
23.	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：○○kW 最大需要電力実績：2024年1月○○kW	契約電力：1,200kW 最大需要電力実績：2025年7月1,104kW
24.	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	必須となります。
25.	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	ありません。
26.	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	ありません。
27.	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

28.	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。</p> <p>あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。</p>	横浜市ホームページ発注情報に後日公表いたします。入札参加業者、入札金額について公開します。
29.	<p>内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約の税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。</p>	税抜となります。 端数の処理については問題ございません。
30.	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	問題ありません。
31.	内訳書のExcelデータをいただくことは可能でしょうか。Excelデータをいただくことが不可能な場合、内訳書は任意様式にて作成しても問題ないでしょうか。	内訳書・予定使用電力量は仕様書のとおりです。内訳書は任意の様式で問題ありません。
32.	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>① 基本料金=契約電力×単価×力率（小数点3位以下切り捨て） ② 電力量料金=使用電力量×単価（小数点3位以下切り捨て） ③ 燃料費等調整（燃料費調整単価+市場価格調整単価）=使用電力量料金×単価（小数点3位以下切り捨て） ④ 再エネ賦課金=使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計=【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】+④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額=⑤×100/110（円未満切上） ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきたいです。</p>	問題ありません。
33.	内訳書の合計部分に端数処理が入っていませんが、合計金額は端数切り上げで問題ないでしょうか。	切り捨てでお願いします。
34.	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	単独の施設となります。
35.	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
36.	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。	設計書のとおりです。
37.	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを	設計書のとおりです。

	適用するかご教示いただけますでしょうか。	
38.	入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	入札書に内訳書の同封は不要です。
39.	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。	入札日をご記載ください。
40.	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	1度目の入札の際に再入札辞退届の提出は不要です。 再入札日を後日ご案内しますので、その日に間に合うようにご提出ください。
41.	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。 (適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	丸紅新電力株式会社 高圧電力 ベーシックプラン
42.	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
43.	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	予定していません。
44.	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 (500kW 未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)	契約電力の変更希望及び予定はありません。
45.	協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を 1 年間以内に 2 回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	問題ありません。
46.	請求書の表記について、 【線上検針(計量日 1 日)の場合】弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は 2025 年 4 月分となります。 これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日 1 日以外)の場合】弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は 2025 年 5 月分となります。 こ	問題ありません。

	れについて、経理上不都合はございませんか。	
47.	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
48.	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約決定後は原則として契約の変更は行いません。社会情勢等の大きな変化が発生した場合等においては、個別に状況を判断し対応します。
49.	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から 8~10 営業日迄に発行させていただき、15 営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
50.	なお、請求額の算定にあたっては、学校ごとに税抜き金額を算出し、その合計に消費税を加えた金額を請求額とすること。と記載がありますが、契約時の単価は及び東京電力が公表している燃料調整等調整単価および再エネ賦課金はすべて税込みになるため、税込みにて請求金額を算出し、税金額をを算出することしかできかねます。ご了承いただけますでしょうか。	当院には学校はございませんのでご質問についてはお答えしかねます。
51.	支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内)【口座振替の場合】線上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替	銀行振り込みの場合、適法な請求書を受理してから30日以内のお支払いです。口座振替の場合、線上検針および分散検針での振替はできません。
52.	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	問題ありません。
53.	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	どちらの支払い方法でも問題ありません。
54.	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	不要です。
55.	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	基本的に不可です。本市の電力供給契約約款によります。
56.	契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)期日はございますでしょうか。弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができない場合は提出日の延	契約書は、落札後速やかに取り交わします。(契約締結日は令和8年4月1日付です。)

	長について協議いただくことは可能でしょうか。（契約締結日は指定いただけます。）	
57.	契約書（案）を交付いただくことは可能でしょうか。弊社では上記の理由により、契約書の取り交わしに一定のお時間を頂戴する予定のため、事前に契約書案をいただくことでスムーズな取り交わしができると考えております。	入札前の契約書案の交付は不可です。
58.	入札書や事前確認書類の書類をPDFではなく、ExcelやWordデータで頂くことは可能でしょうか。可能な場合は、質問回答と併せて送付いただけますと幸いです。	入札関係書類の様式は横浜市ホームページの本案件のページにwordで掲載しています。
59.	再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料（非化石証書・特定電源割当証明書）の証書購入タイミングの都合上、2027年6月頃の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。	必要ありません。
60.	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	契約決定後は原則として契約の変更は行いません。社会情勢等の大きな変化が発生した場合等においては、個別に状況を判断し対応します。
61.	横浜市グリーン電力調達実施要綱を提出しており、同要綱第7条第1項の規定による判定結果の通知で、評価点が50点以上をいただいているが、調整後排出係数が0kg-CO2/kWhとなるCO2フリーの電気にて供給をする必要があるという理解で宜しいでしょうか	CO2フリーの電気でなくても問題ありません。
62.	紙入札にて入札を行う場合に提出が必要な書類はどの書類を郵送すればよいでしょうか。入札書のみで宜しいでしょうか	入札書のみです。
63.	電子入札の際に提出が必要な書類はどちらになりますでしょうか	本件では電子入札は実施しません。
64.	弊社の基本料金単価及び電力量料金単価は、燃料費調整の影響も加味して設定しており、月々の燃料価格の変動はお客様へ転嫁しておりません。（契約期間を通じて単価の変動なし） そのため、弊社が落札した場合は、「燃料費等調整額」を請求しない契約となりますかが、問題ありませんでしょうか。（基本料金+電力量料金+再エネ賦課金）	問題ありません。
65.	現在の、自家発補給電力の契約有無についてお教えください。 また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますか。	ありません。
66.	弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。	ありません。
67.	本件では分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。	分割入金の希望はありません。
68.	開札立会いは予定しておりませんが、開札日当日中に落札情報および全ての入札者・入札金額を確認することは可能	落札情報は開札後速やかに全ての入札参加者にご連絡します。

	<p>でしょうか。</p> <p>不可の場合、開札会場では全ての入札者・入札金額の確認は可能でしょうか。</p>	<p>全ての入札参加者と入札金額は、横浜市ホームページ発注情報に後日公表いたします。</p> <p>落札公告は、落札者が決定した日の翌日から起算して 72 日以内に「横浜市報調達公告版」にて公表いたします。</p>
69.	<p>一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー）が今後新たに 2026 年 4 月 1 日実施の電気需給約款を公表したとしても、公告時点で公表されている約款を用いて入札し、入札金額を算定した条件で契約締結することでおろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
70.	<p>弊社は一需要場所に対し一請求、一入金としており、分割請求・分割入金は対応しておりませんが、問題ないでしょうか。</p> <p>仮に分割入金をご希望の場合、弊社指定の書式で毎月下記事項を入金予定が決まった時点でご報告いただくことは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入金予定日 ・各入金名 ・各入金金額 	問題ありません。
71.	<p>弊社の請求書は、毎月第6営業日頃に印刷・発送しております。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>（第4営業日を目安に請求書記載項目をWEBサービスでご確認いただくことは可能です）</p>	問題ありません。
72.	<p>お支払いについて、口座振替もしくは銀行振込からご選択いただけます。</p> <p>銀行振込の場合、振込手数料はお客様負担でお願いしております。問題ないでしょうか。</p>	問題ありません。
73.	<p>契約書案は落札後に確認可能でしょうか。</p> <p>契約書案については、落札後記載内容の変更に関する協議は可能でしょうか。協議が行えない場合、契約書内の用語等の読み替えを承認する協定書を別途締結いただけますでしょうか。</p>	落札後に契約書案の確認は可能です。契約書案の記載内容の変更や読み替えは不可です。なお、電力供給契約約款はホームページ上に公表してあるため、そちらからご確認頂けます。
74.	<p>仕様書の契約電力値は現在の契約値と同じでしょうか。</p> <p>（供給開始時に契約電力の変更はございませんでしょうか。）</p>	同じです。
75.	書類の発送は、レターパックライトもしくはレターパックプラスでの郵送でもよろしいでしょうか。	郵送による入札書の提出は、入札説明書6 (1) ウ (ウ) に記載のとおり、書留郵便によらなければなりません。その他の書類の発送は、レターパックライトもしくはレターパックプラスでの郵送でも問題ありません。
76.	入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。また、電子入札システムにて入札に参加する場合、入札書および内訳書の添付は必要でしょうか。	入札書の日付は入札日をご記入ください。なお、本件は電子入札を実施しません。
77.	自家発補給電力の契約はありますか。	仕様書に記載のとおりです。
78.	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。	可能です。

	(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	
79.	現在の契約電力と直近 12 か月分の最大需要電力を教えていただけますでしょうか。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	契約電力：1,200kW 最大需要電力実績：2025 年 7 月 1,104kW 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過していません。
80.	契約電力が 1 施設で 500kW 以上 (協議制) の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。 その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	問題ありません。
81.	最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
82.	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
83.	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では支払義務発生日（計量日）の翌日から起算して 30 日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	振込手数料については問題ありません。 支払期日については了承できません。 支払いは適法な請求書を受理してから 30 日以内のお支払いです。
84.	請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
85.	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	同日です。
86.	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
87.	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか） 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	請求書通りの金額でお支払いいたします。
88.	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例) 力率が 100% の場合、基本料金を 15% 割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

89.	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	ついています。
90.	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書に記載のない事柄についての協議は可能です。 契約書の内容を変更することは不可です。
91.	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札金額の積算については税抜きでお願いします。 算出方法は問題ありません。
92.	各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	施設は単独となります。
93.	各施設においてプラン形態（季節別・時間帯別等）が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	施設は単独となります。
94.	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	問題ありません。
95.	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	問題ありません。
96.	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	可能です。
97.	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札情報は落札者が決定次第速やかにご連絡します。
98.	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	インボイス制度適格請求書の記載事項を満たしていれば問題ありません。
99.	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことが	基本的には不可です。

	ございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	
100.	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてではマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。	施設は単独となります。
101.	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	問題ありません。
102.	落札者が決まりず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	初回入札時の辞退届の提出は不要です。なお、入札関係書類の様式は横浜市ホームページの本案件のページにwordで掲載しています。
103.	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書は、落札後速やかに取り交わします。
104.	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますかが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
105.	当社は2025年4月1日適用の旧一般電気事業者と同一の燃料費等調整額を適用しており、旧一般電気事業者の電気需給約款〔特別高圧・高圧〕(2025年4月1日実施)における附則、(11)業務用電力、ホ 料金に記載の燃料費等調整額と市場価格調整額を契約終了まで適用させていただきますが可能でしょうか。	可能です。
106.	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	仕様書のとおりです。
107.	説明書12(2)について、「契約金」とは、月々の電力量料金を指す認識でよろしいでしょうか。 また、燃料費調整単価が下がる場合にはその分を契約金から差し引き、上がる場合には東京電力エナジーパートナー株式会社のベーシックプランにおける最新の調整単価に使用分を乗じた金額を上限とするという理解で相違ございませんでしょうか。	「契約金」とは契約金額のことを指します。 また、その理解で問題ございません。